〇蒲郡市議会広報発行要綱

(目的)

第1条 市議会の活動状況を市民に周知し、もって市議会に対する市民の理解と協力を得る ため、蒲郡市議会広報を発行する。

(名称)

第2条 蒲郡市議会広報の名称を「がまごおり議会だより」(以下「議会だより」という。) とする。

(掲載事項)

- 第3条 議会だよりには、次の各号に掲げる事項を登載する。
 - (1) 定例会、臨時会に関する事項
 - (2) 各委員会に関する事項
 - (3) 請願、陳情に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項 (発行)

第4条 議会だよりは、定例会終了後発行する。ただし、必要により臨時に発行することができる。

(配付)

第5条 議会だよりは、市内各世帯その他必要と認めるものに無料で配付する。

(編集委員会)

- 第6条 議会だよりを編集・発行するため、議会だより編集委員会(以下「編集委員会」という。)を置く。
- 2 編集委員会の委員(以下「委員」という。)は、議会運営委員をもって組織する。
- 3 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員長に事故ある場合は、副委員長がその職務を代理する。

(正副議長の出席等)

第7条 正副議長は、会議に出席し発言することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会だよりの発行に関し必要な事項は、編集委員会で決定する。

附則

この要綱は平成7年5月12日から施行する。